



I. 一般規定

1. 本一般購入条件（以下「本GTCP」といいます）は、SMAジャパン株式会社（以下「SMA」といいます）がサプライヤー（以下「サプライヤー」といいます）と締結する、サプライヤーがSMAに提供する商品またはサービスに関する全ての契約に適用されるものとします。また、本GTCPの適用が明示的に合意されていない場合であっても、またその適用が個別に明示的に除外されている場合を除き、本GTCPは、将来サプライヤーがSMAに提供するすべての商品およびサービス、ならびにSMAがサプライヤーに提示するこれら商品・サービスの申込にも適用されるものとします。
2. サプライヤーの一般取引条件は、SMAが当該一般取引条件の適用を書面で明示的に承諾した場合にのみ適用されるものとします。この同意要件は、特に、SMAがサプライヤーの一般取引条件を知りながら、サプライヤーの納入品の受領を承諾した場合には、いかなる場合にも適用されるものとします。SMAがサプライヤーの一般契約約款に同意し、当該一般契約約款の個々の条項が本GTCPと矛盾する場合、本GTCPの条項が、矛盾するサプライヤーの一般契約約款の対応する条項に優先するものとします。該当する供給者の一般取引条件に、他に適用される法令の規定と比較してSMAに不利な規定が含まれている場合、当該供給者の一般取引条件は抵触するものとみなされ、その場合、法令の規定が適用されるものとします。いかなる場合においても、サプライヤーとの間で締結された個々の合意（付随的合意、補足、修正を含む）は、本GTCPに優先するものとします。別段の立証がない限り、書面による合意内容またはSMAの書面による承諾が、当該合意の解釈に関して決定的なものとみなされるものとします。個別の注文において、本GTCPから逸脱する個別条項が合意された場合、本GTCPは当該条項を補足する形で適用されるものとします。
3. SMAは、納入業者が納期を守らなかった場合、または契約に従わなかった場合、またはその他の理由で契約不履行に陥った場合、合理的な猶予期間の経過後、納入業者が予定納期を守らなかったことについて責任を負う限りにおいて、契約を取り消すか、または理由をつけて契約を解除することができ、法定規定に従って損害賠償を請求することができるものとします。かかる補償には、代替品を第三者から調達した場合に発生する追加費用も含まれるものとします。
4. SMAは、特にサプライヤーがサービスを中止した場合、またはサプライヤーが重大でない契約違反を犯し、SMAによる警告または督促にもかかわらず30日以内に改善しなかった場合、正当な理由による契約解除または契約の取消しを行うことができます。さらに、特定のケースのすべての状況および両当事者の利益を十分に考慮し、SMAが契約関係を継続することが合理的に期待できない場合、正当な理由に基づく解約権はSMAにあるものとします。
5. 履行に長期的な支障をきたすような不可抗力の場合、SMAは、SMAの債務不履行となることなく、その支障が解消されるまで、契約関係の全部もしくは一部から離脱するか、製品の受領を延期する権利を有します。不可抗力とは、契約締結時に予見不可能な事象、または予見可能であったとしてもSMAの影響力の範囲外にあり、SMAの合理的な対策によっても契約義務の履行への影響を防ぐことができない事象を指します。不可抗力とは、あらゆる種類の操業中断、ストライキ、合法的なロックアウト、燃料不足を含む労働力、エネルギー、原材料の不足、動員、戦争、封鎖、輸出入禁止、火災、交通遮断、伝染病、パンデミックなどを指しますが、これらに限定されるものではありません。SMAは遅滞なくサプライヤーに通知し、不可抗力の原因となる状況を報告しなければなりません。サプライヤーは、不可抗力に基づく受領の遅延または撤回によるいかなる種類の損害賠償を請求する権利もないものとします。

II. 契約の締結

1. SMAによる発注は、書面で行うものとします。この注文の目的上、SAP注文書式を使用して行われた注文も、この書面の要件を満たしているとみなされるものとします。
2. SMAは、サプライヤーに対し、結果として生じるビジネスプロセスを定期的に処理するために、サプライヤーポータルを使用することを要求することができます。
3. サプライヤーは、注文受領後3営業日以内に、SMAの注文番号を明記した書面にて注文を確認するものとします。この点、サプライヤーポータルの利用は、書面による形式要件を満たすものとみなされるものとします。本GTCPが適用される供給関係がSMAとサプライヤーの間に既に存在し（第1条1項）、サプライヤーが前述の期間内にSMAからの注文を正式に確認しなかった場合、サプライヤーの確認がなくても、その注文は受諾されたものとみなされるものとします。この場合、SMAは、前述の受諾期限が満了する前であれば、または、SMAがサプライヤーからの受諾通知を受領する前であれば、いつでも無償で注文を取り消すことができるものとします。
4. SMAは、契約締結後であっても、納入品目、予定納入日、数量の変更を、適用される法令に基づき納入業者が合理的に受け入れることが期待できる範囲で要求することができるものとします。この点に関する影響、特に費用の増減については、現行契約の相互修正により適切に対応するものとします。サプライヤーが追加サービスまたは増加サービスを提供する場合、当該サービスが実施される前に書面に合意された場合に限り、SMAはこれらについて支払いを行うものとします。
5. ある注文に初期サンプルの納品が必要な場合、SMAは連続生産を承認する権利を有します。初期サンプルが不合格となった場合、SMAは、当該初期サンプルがSMAの責に帰すべき事由により不合格となった場合に限り、追加サンプリング書類および追加部品の費用を負担するものとします。

III. 引渡予定日、不履行、中断

1. 両当事者間で合意された予定納期および納入期間は、拘束力を有するものとします。契約に至った経緯から最新の納期が導き出される場合、サプライヤーは、SMAからの督促を受けることなく、この納期が終了した時点で債務不履行に陥るものとします。納入業者は、納入に支障が生じた場合、SMAに書面または電子メールにて遅滞なく通知し、SMAとの合意のもと、新たな納入日または納入期間を提案するものとします。SMAがサプライヤーポータルの使用を要求した場合、サプライヤーは上記の通知をサプライヤーポータルを通じてSMAに送付するものとします。疑義を避けるため、この通知義務の履行は、サプライヤーが債務不履行に陥ることを防ぐものではありません。

2. 債務不履行が発生した場合、SMAは、サプライヤーへの事前の警告を条件として、債務不履行が発生した営業日（月曜日から金曜日）ごとに、各注文金額の0.25%、最大でも5%の割合で契約上の違約金を請求することができるものとします。追加損害賠償またはその他の請求権（特に、追加運賃、追加製造費用、追加セットアップ費用、時間外手当など）は、影響を受けないものとします。契約上の違約金が支払われた場合、不履行に関連する請求から差し引かれるものとします。
3. SMAは、納入業者が納期を守らなかった場合、または契約に従わなかった場合、またはその他の理由で契約不履行に陥った場合、合理的な猶予期間の経過後、納入業者が予定納期を守らなかったことについて責任を負う限りにおいて、契約を取り消すか、または理由をつけて契約を解除することができ、法定規定に従って損害賠償を請求することができるものとします。かかる補償には、代替品を第三者から調達した場合に発生する追加費用も含まれるものとします。
4. SMAは、特にサプライヤーがサービスを中止した場合、またはサプライヤーが重大でない契約違反を犯し、SMAによる警告または督促にもかかわらず30日以内に改善しなかった場合、正当な理由による契約解除または契約の取消しを行うことができます。さらに、特定のケースのすべての状況および両当事者の利益を十分に考慮し、SMAが契約関係を継続することが合理的に期待できない場合、正当な理由に基づく解約権はSMAにあるものとします。
5. 履行に長期的な支障をきたすような不可抗力の場合、SMAは、SMAの債務不履行となることなく、その支障が解消されるまで、契約関係の全部もしくは一部から離脱するか、製品の受領を延期する権利を有します。不可抗力とは、契約締結時に予見不可能な事象、または予見可能であったとしてもSMAの影響力の範囲外にあり、SMAの合理的な対策によっても契約義務の履行への影響を防ぐことができない事象を指します。不可抗力とは、あらゆる種類の操業中断、ストライキ、合法的なロックアウト、燃料不足を含む労働力、エネルギー、原材料の不足、動員、戦争、封鎖、輸出入禁止、火災、交通遮断、伝染病、パンデミックなどを指しますが、これらに限定されるものではありません。SMAは遅滞なくサプライヤーに通知し、不可抗力の原因となる状況を報告しなければなりません。サプライヤーは、不可抗力に基づく受領の遅延または撤回によるいかなる種類の損害賠償を請求する権利もないものとします。

IV. 価格、支払条件、相殺および保持

1. 価格は各注文書に明記されるものとする。価格は正味価格とする。価格に付加価値税が加算されるものとします。契約上合意され、注文書に記載された価格は、注文書に別段の定めがない限り、固定価格とし、契約上合意されたインコタームズ®（随時改正される）がある場合はこれに従い、結果的に発生する単発の製造・検査費用、梱包・配送費用が価格に含まれますが、運送保険は価格に含まれないものとします。
2. 支払いは、90日以内に正味で行われるものとします。支払期日は、商品またはサービスの引渡しが行われ、特に不適合・欠陥がなく、必要に応じて検収が行われ、第V.6項に従って発行された請求書がSMAに到着した時点で開始されるものとします。前述の事象が最後に発生した日が、支払期限を決定づけます。上記にかかわらず、下請業者保護に関する日本の法律が当該取引に適用される場合、支払いは商品またはサービスの引渡しから60日以内に行われるものとします。
3. 支払いは、振込指示書が銀行に手渡された時点、または小切手が発送された時点で行われたものとみなされます。
4. SMAは、すべての請求とサプライヤーの請求を相殺する権利を有するものとします。サプライヤーは、争いのない、または法的に確立された請求のみを相殺する権利を有するものとします。
5. サプライヤーは、SMAの書面による事前の同意がある場合に限り、SMAに対する債権を第三者に譲渡することができるものとします。
6. 第IV条5項に該当しない権利および義務は、相手方の書面による事前の同意がある場合に限り、第三者に譲渡することができます。ただし、SMAは、サプライヤーの同意なしに、すべての権利と義務をSMAの関連会社に譲渡する権利を有するものとします。特に、SMAは、サプライヤーの同意なしに、SMAの関連会社にすべての保証権を譲渡する権利を有するものとします。

V. 出荷、梱包、請求書

1. 契約上合意された場合、商品の発送には現行版のインコタームズが適用されるものとします。
2. 引渡および関連作業の履行地は、合意されたインコタームズ (Incoterms®) またはその他の発注書や個別契約書で合意された条件に従うものとします。
3. 商品の各引渡しには、注文番号、注文品目番号、注文数量、合意した納品日、商品の説明、及び SMA 材料番号及びシリアル番号がある場合はそれを記載した納品書を添付しなければなりません。各梱包ユニットには、少なくとも SMA 材料番号、梱包数量、及びサプライヤーの名称を表示しなければなりません。合意された場合、商品の製造日も表示しなければなりません。商品が第三国から発送される場合、発送前に出荷書類を SMA に送付し、審査を受けなければなりません。当該審査後、SMA はサプライヤーに承認を与え、商品の出荷を開始するものとします。
4. SMA が運賃の全部または一部を負担しなければならない納品物は、合理的な運賃と方法で輸送されなければなりません。
5. サプライヤーは、商品の確実な出荷のため、適切かつ安全な梱包を確保しなければなりません。電子素子または電子部品の包装は、ESD 拡散性でなければなりません。
6. 請求書は、本第 V 条.3 項で指定された納品書の詳細を含めて SMA に送付されなければなりません。

VI. 輸出入規則

1. SMA の品目番号を参照し、サプライヤーは、原産国、重量(総重量/正味重量)、関税番号(HS コード)、および該当し、かつ SMA が要求する場合には、商品の二重用途特性に関する情報を提供するものとします。
2. EU 域内を原産地とする商品の場合、納入業者は、2015年11月24日付の欧州委員会施行規則 (EU) 2015/2447に従い、毎年暦年の初めに、SMA からの特別な要請があった場合のみならず、要請を受けることなく無償で、最新の長期納入業者申告書を SMA に提出するものとします。サプライヤーが長期納入業者申告書を発行できない場合、サプライヤーは、非特惠原産地に関するIHK (ドイツ商工会議所) の長期申告書、または商品の原産地に関するその他の証明書類を暦年の初めに提出するものとします。このような文書は、電子メールによる電子形式での送付、または書面によるものとします。

VII. サービスの受け入れ

SMA は、特定のケースにおいて不相当とならない限り、指定された期日より前に納入された商品の受領を拒否する権利、またはサプライヤーの費用と危険負担で当該商品を返品する権利、またはサプライヤーの費用負担で当該商品を第三者に保管する権利を有するものとします。納入された過剰または不正確な部品に関して、過剰または不正確な納入があった場合も同様とします。

VIII. サプライヤーによる所有権留保、SMA から提供された部品の場合の所有権留保

1. サプライヤーによる所有権の留保は、サプライヤーが所有権を留保する各製品に対する SMA の支払義務に関連する範囲においてのみ適用されるものとします。特に、所有権留保の延長または長期化は適用されないものとします。
2. 第三者またはサプライヤーが所有する知的財産権を除き、SMA は、図面、イラスト、草案、計算、説明、計画、モデル、サンプル、技術仕様書、データキャリア、その他の文書、工具、部品、材料など、注文の履行のために SMA がサプライヤーに提供するすべての文書および補助資料に関する知的財産権、著作権、および同等のまたは派生する使用权を保持するものとします。これらの文書および補助資料は、契約上のサービスのみで使用され、注文の履行後、SMA に完全に返却されるものとします (必要に応じて作成されたコピーや記録も含む)。SMA の文書およびツールに従って製造された製品は、サプライヤー自身が使用したり、第三者に提供または引き渡したりすることはできません。
3. 技術文書、書面、図面、図表、グラフ、写真、レイアウトテンプレート、その他の書類類は、データキャリア上、印刷形式、印刷準備用または印刷用の素材であるかを問わず、注文の遂行過程でサプライヤーが作成するすべてのサンプル、ツール、材料、その他の作業リソース (以下「補助資源」) は、SMA のために作成されるものとします。適用される法律で認められる最大限の範囲において、サプライヤーは SMA に対し、特許申請権を含む補助資源に関する所有権および権利を譲渡するものとします。さらに、SMA は、法律で認められる最大限の範囲において、前述のすべての著作物におけるその他のすべての財産権、使用权、利用権を取得するものとします。前述の権利の譲渡および移転に対して、SMA が別途報酬を支払う必要はないものとします。
4. サプライヤーが SMA に提供した物品の加工、混合、組み合わせは、SMA に代わって行われるものとします。サプライヤーと SMA の間で別段の書面での合意がない限り、SMA が供給した物品の価値が製品全体の価値に占める割合に応じて、SMA は供給された物品を使用して製造された製品の共同所有者となることに合意するものとします。これらの製品は、製品が SMA に引き渡されるまで、サプライヤーの費用と負担で、SMA に代わってサプライヤーが保管するものとします。

IX. 保護規定

1. サプライヤーが提供するサービスには、商品の生産またはサービスの提供に必要なすべてのサービスが含まれるものとします。サプライヤーは、特に商品の納品に関して、すべての適用される規則および仕様に準拠し、SMA への商品またはその他のパフォーマンスのそれぞれの納品時に有効であり、効力を有する最新の技術、関連する基準、法律、規定、および意図された目的および使用場所に関連する安全要件に従い、また公的機関、雇主責任保険協会、業界団体の規制およびガイドラインに従い、すべての合意に基づき、専門的かつ適切な方法で、品質に関して完璧にすべての商品を生産することを約束します。サプライヤーは、各注文の適切かつ真摯な履行に単独で責任を負うものとします。サプライヤーのこの義務は、SMA が提供する文書、説明、指示、その他の情報の承認によって影響を受けることはありません。
2. サプライヤーは、サプライヤーにより商品が納入される仕向国の法令規定、現行の日本の法令規定、特に、商品またはその他の履行が SMA に納入されるそれぞれの時点で改正された、安全および環境に関するすべての製品関連法令規定、さらに REACH 規則 (2006年12月18日規則 (EU) No.1907/2006。改訂された場合は改訂後の規則) を遵守することを約束するものとします。特に、分類、表示、包装、届出義務、物質制限、商品の流通、引渡し、輸出入、使用に関する規定、および適用法に従った化学物質の使用に関する規定が含まれるものとします。サプライヤーは、適用される法律および REACH 規則に従い、伝達すべきすべての情報を SMA に提供することを保証します。特に、サプライヤーは、適用法および REACH 規則に基づく義務を果たすために SMA が必要とするすべての情報を、直ちに SMA に提供するものとします。これらの情報は、SMA が指定する連絡先アドレスまたは「info@sma-japan.com」に Eメールで送信するものとします。
3. サプライヤーは、商品の製造および取り扱いにおいて、危険物質を大量に使用しないことを約束する。この点に関して、サプライヤーは、随時改正される SMA 基準 01501「危険物質に関する制限」の法的要件および材料要件を遵守するものとします。それぞれの適用バージョンは、以下の URL で入手できます。<https://www.sma.de/en/partners/suppliers>。
4. 両当事者は、2010年に改正された米国ドッド・フランク法 (ウォール街改革および消費者保護法) に従い、紛争地域からの原材料の使用を避けることを明示的に意図しています。サプライヤーは、本契約に基づき SMA に販売する製品に、コンゴ民主共和国およびその周辺国で入手された紛争地域からの原材料が含まれていないことを保証します。さらにサプライヤーは、本 GTCPI に基づき販売される製品に使用される錫、タンタル、タングステン、金の原産地を確認する手段を定期的の実施することに同意するものとします。サプライヤーは SMA に対し、紛争地域からの材料不使用の確認を毎年行うものとします。
5. 第 IX.1 項から第 IX.4 項に定める要件への準拠を追跡するため、サプライヤーは SMA が指定するサービスプロバイダーに関連証拠を提出する義務を負うものとします。このため、サプライヤーは、利用するサービスプロバイダーのポータルに登録データと、対応する必要な証拠の提出依頼を、依頼受領後 30 営業日以内に郵送にて受領するものとします。さらに、SMA の要請に応じて、サプライヤーは、第 IX.1 項から第 IX.4 項に定める要件への準拠を証明する関連書類を SMA に提出するものとします。サプライヤーの情報提供義務は、契約満了後少なくとも 1 年間は効力を有するものとします。
6. デジタル要素を含む製品を納入する場合、サプライヤーは SMA に対し、少なくとも 15 年間は無償でアップデートとセキュリティ更新を提供するものとします。15 年の期間中にサプライヤーが製品の運営を停止または製造中止した場合、サプライヤーは SMA に対し、法的規制に抵触しない限りにおいて製品のソースコードを提供し、SMA が自ら更新およびセキュリティ更新を実施できるようにするものとします。

X. 品質または所有権の不適合に対する保証、責任

1. 以下に別段の定めがある場合を除き、責任および保証は法令に定めるところに従うものとします。ただし、法定保証期間にこれより長い期間が定められている場合を除き、保証期間は 30ヶ月とします。
2. サプライヤーは、サプライヤーによる商品の納入の場合、納入された商品が、合意された品質を有し、仕様書に準拠し、サプライヤーが知る目的に適しており、不適合がなく、第三者の権利、特に特許権、著作権、使用权または著作権者による適切な報酬の請求権がなく、当局または司法の制限または条件の対象になっていないことを保証するものとします。その他の製品仕様書、ユーザー要求仕様書、機能仕様書、データシート、またはその他の製品に関する合意書は、合意された品質に関する仕様書と同等であるとみなされるものとします。
3. サプライヤーがサービスを提供する場合、サプライヤーは、各注文書に従って提供されるサービスの適切かつ慎重な実施を保証するものとします。サービスが合意通りに実施されなかったこと、特にサービスが注文および前述の仕様書に準拠していないことが明らかになった場合、SMA はサプライヤーに対し、無償でその後の履行期限を設定することができます。サービスの不履行が繰り返された場合、または猶予期間 (該当する場合) が満了した場合、SMA は、独自の判断により、注文を撤回し、契約上の報酬を減額し、または自ら不適合を是正し、発生した必要経費の払い戻しを要求することができます。さらに、SMA は、履行に代わる損害賠償、およびサプライヤーの義務違反により SMA が被ったその他の損害および費用の補償を請求することができます。
4. 保証期間は、(該当する場合) 性能が受入れられる前に開始してはならず、保証期間満了前にサブ

ライヤーに通知されたすべての不適合が解消される前に終了してはならないものとします。不適合のある部品の交換、または交換されずに修理された部品については、保証期間は当該部品の設置後に新たに開始するものとします。

5. SMAは、通常の業務上可能な範囲で、納入業者からの納入品を受領時に検査するものとなりますが、少なくとも、同一性または数量の逸脱、輸送上の損傷、その他容易に目に見える不適合については検査するものとします。不適合を通知する義務は、納入品を受領後10営業日以内に、または隠れた不適合の場合は発見後同期間以内に、サプライヤーに通知された場合、履行されたものとみなされるものとします。

6. 品質または権利に不適合があった場合、SMAはその後の履行を要求する権利、契約から離脱する権利、価格を減額する権利、SMAが合理的に負担した費用に対する損害賠償および補償を請求する権利を有するものとします。

7. 不適合の除去の結果発生したすべての費用（第三者からの請求に起因する派生費用を含む）は、納入業者が負担するか、SMAに払い戻されるものとします。特に、撤去、設置、（返送）輸送（すべての付帯費用を含む）、エラー分析、費用補償、追加購入費用、材料費、スクラップ費用等、および第三者からの損害賠償請求に適用されます。次の第XI章は、クレーム処理の詳細と再加工のための費用の配分に適用されます。

8. 納入業者は、注文された商品の製造またはサービスの提供が第三者の財産権により除外または制限される場合、速やかにSMAに書面で通知するものとします。さらに、契約上の義務に違反した場合、特に第三者の財産権に違反した場合、サプライヤーは第三者からの損害賠償請求に対してSMAを補償するものとします。万一、第三者からの請求に対抗するためにSMAが法的争訟を行う必要が生じた場合、サプライヤーは、当該争訟に関連してSMAが合理的に負担したすべての費用（必要な弁護士費用を含む）をSMAに返済するものとします

9. 当事者間で保証請求の存在または範囲について交渉が行われた場合、またはサプライヤー自身が不適合の存在を調査している場合、重大な不適合に対する請求の制限期間は一時停止されるものとします。サプライヤーが書面により不適合を正継続を拒否した場合、またはサプライヤーが書面により交渉の終了をSMAに通知した場合、または調査結果がSMAに送付された場合、停止期間は終了するものとします。

XI. 苦情の取扱い／是正作業

1. 本第XI条に定める規定は、効率的かつコスト最適化された苦情処理、すなわち、個々の商品が合意された要求品質に適合せず、サプライヤー（そのサブサプライヤーを含む）が責任を負う場合、および因果関係に基づく費用配分のための基礎を確立することを意図しています。第XII条に基づく規定は、傾向不良に適用されるものとします。その他のすべての点に関して、この点に関する品質管理協定の要件は、サプライヤーとの間で合意された範囲内で主に適用されるものとします。

2. 商品またはその部品に不適合がある場合、これらの商品または部品は、SMAの独自の判断により、サプライヤーに返品されるか、または商品のそれぞれの所在地で修正されるものとします。サプライヤーへの返品およびそれに伴う交換納入の場合、その費用はサプライヤーが負担するものとします。苦情の対象となった商品は、個々のケースで不相当な場合を除き、輸送期間を含め2週間以内にサプライヤーが修理するか、または代替品を納入しなければなりません。交換品または修理品は、当該苦情への言及・参照を行ったうえでSMAに届けられるものとします。サプライヤーは、交換品または修理品の納品日から5営業日以内にSMAに通知するものとします。但し、上記期間が個々の取引で不合理に短いと考えられる場合は、代わりに合理的な履行通知期間が適用されるものとします。本項に基づく期間は、サプライヤーが苦情を受理した日から開始するものとします。

3. 前項の定めにかかわらず、SMAの顧客への納品義務履行力はサプライヤーによって確実なものとなさなければならない、サプライヤーは、可能な限り、商品の部分的な納品、SMAの施設におけるその後の改善、またはその他の適切な手段により、SMAの納品義務履行力を維持しなければならないものとします。つまり、SMAが自らの納品能力を維持し、SMAの顧客に関する自らの納品遅延を回避するために2週間待つことが合理的に期待できない場合で、かつ、その他の緊急の場合において、サプライヤーが納品能力を確保するための措置を講じず、そうした措置を講じる約束を速やかに行うこともしない場合、SMAは、サプライヤーの費用負担で、自らそのような措置を講じる権利、または、第三者にそのような措置を講じさせる権利を有するものとします。「措置」には、商品の不適合およびそれに起因する損害の完全な除去も含まれるものとします。さらに、その後の履行についてSMAが設定した合理的な期間が不成功に終わった場合、これはその他の場合にも適用されるものとします。

4. 苦情処理手数料は、1件につき15,000円とします。処理手数料は、個別の事案において不釣り合いであることが判明しない限り、苦情ごとに請求されます。SMAの顧客先で発生した不適合の場合、個別のケースで不釣り合いでない限り、SMAは1件につき30,000円の追加サービス料を請求することができます。

5. 不適合の判定および検査に関連して発生したすべての費用は、損害賠償請求としてSMAに請求することができ、未払いの支払請求と相殺することができます。

XII. 傾向的不適合

1. 第XII条2項に従って傾向的不適合が発生した場合、SMAは、当該不適合の発生した商品と同シリーズの未納品の引渡しを拒否し、不適合のある引渡しを理由に、個々のケースにおいて不釣り合いでない限り、引渡し全体に関する法的権利を主張する権利を有するものとします。製品の納入および検収（該当する場合）後に初めてSMAが発見した傾向的不適合の場合、特にSMAの顧客において当該不適合が顕在化した結果、納入業者は、その不適合がそれぞれの顧客において不適合をもたらしたか否かにかかわらず、個別のケースにおいて不釣り合いでない限り、当該不適合から生じるすべての費用をSMAに弁済するものとします。特に、弁済義務には、当該不適合によって欠陥が生じた製品のための支出および費用、ならびに実施された予防交換またはその他の予防措置に要した費用が含まれます。交換された部品または修理された欠陥のあった商品の保証期間は、その後新たに開始されるものとします。さらに、不適合のある納品に関するSMAの法的規定および関連する権利は影響を受けません。

2. 原則として、納品された商品およびサービスの5%以上が、同一の部品に関して、または同等の原因に関して不適合がある場合、傾向的不適合と見なされます。傾向的不適合は、5%の欠陥率がまだ検出されていない段階で、製造、材料の使用、またはそれぞれの製品設計において検出された欠陥に基づき、SMAが同種の商品の5%以上がこの欠陥を有すると合理的に想定できる場合にも存在するとみなされます。傾向的不適合の原因に応じて、不適合率5%の基準数量は、限定的な生産または材料エラーである場合は影響を受けたバッチに関連するものとし、生産の種類、材料または設計に根本的な不適合がある場合は、納入された商品または実施されたサービスの総量に関連するものとします。

時効が適用される期間は、納品された同種の商品すべてについて最初の不適合が通知された時点で停止するものとします。

XIII. 保険

1. SMAに対する責任および賠償責任を制限することなく、サプライヤーは、自己の費用負担で、契約関係の存続期間中、さらなる賠償責任とは関係なく、サプライヤーが（部分的であっても）賠償義務を負う損害に対して、被保険事故ごとおよび年間合計で以下の補償額で、法定賠償責任リスクおよび契約賠償責任リスクをカバーするのに十分な事業責任保険、製造物責任保険、環境責任保険に加入することを約束するものとします：

- 業務賠償責任保険および製造物賠償責任保険（製造物賠償責任（特に撤去・据付費用および個別部品の交換費用）を含む）で、保険金額は人身傷害、物的損害または金銭的損害の請求1件につき最低5億円、年間合計で最低5億円

- 人身傷害、物的損害、経済的損失について、1クレームあたり最低5億円、年間総額5億円の保険金額を付した環境賠償責任保険

2. サプライヤーはSMAに対し、契約締結時に、またサービス履行までの間いつでも要求があれば、必要な保険が存在することを証明するものとします。

XIV. 通知義務、製造中止の通知、下請人

1. SMAの要求または仕様に基づき、サプライヤーがSMAのために個別に製造または適合させる商品はすべて、いわゆるSMA固有製品（以下、「特定契約製品」といいます）を構成するものとします。特定契約製品に関して、サプライヤーは、特に製品の機械的、光学的、電気的データおよび特性に影響を与える変更、製造手順の変更、製造拠点の移転について、事前にSMAに通知するものとします。このような変更は、事前にSMAの書面による明示的な同意（Eメール、ファックス、郵送）を得た場合に限り、サプライヤーが行うことができます。

2. 特定契約製品以外の商品の変更については、サプライヤーは、技術的な変更または生産拠点/施設の移転について、SMAに適時に通知するものとします。該当する場合、サプライヤーは、保証条件、データシート、その他サプライヤーの文書の修正または更新についても、SMAに適時に通知するものとします。SMAが書面で明示的に変更内容に合意した場合は、その変更はSMAによって受託されたものとみなされます。通知は、SMAが指定する連絡先住所またはinfo@sma-japan.comに送付するものとします。

3. サプライヤーが製品または工程に変更を加える場合、サプライヤーは、新たなサンプリングに関連してSMAが負担するすべての費用を負担するものとします。

4. サプライヤーは、ある製品の生産終了を予定している場合、生産終了予定日の1年前にSMAに通知するものとします。この通知には、SMAによる最終注文日および最終納品日（注文受付日）も含まれるものとします。最終注文の数量は限定してはなりません。通知は、SMAが指定する連絡先住所またはinfo@sma-japan.comに送付するものとします。

5. SMAは、SMAに提供されるサービスの提供に関連して、サプライヤーの正規の従業員ではない下請人、フリーランサー、下請供給者などの第三者（以下、「正式代表者」と総称する。）を使用することについて、書面による通知が与えられるものとする。かかる正式代表者に関して、サプライヤーは、すべてのサービスが完全かつ適切に実施されるようにすること、サービスの適切な提供をSMAが対応する証拠文書および

び定期監査によって包括的に監視できるようにすること、ならびに、SMA との契約関係に関連するサプライヤーの義務が、正式代表者に対しても準用されるようにすることを、契約によって保証するものとする。サプライヤーは、サービスの提供に関して、サプライヤーの法定従業員ではない下請け業者、フリーランサー、下請け業者、その他の第三者（総称して「認定代理人」）を起用する場合には、SMAに対して書面による事前通知を行うものとします。このような認定代理人との関係において、サプライヤーは、すべてのサービスが完全かつ適切に実施されること、サービスの適切な提供が対応する文書や定期的な監査によりSMAにより包括的に監視されること、およびSMAとの契約関係に関連するサプライヤーの義務が認定代理人との関係においても準用されることを、保証するものとします。

6. 認定代理人は、サプライヤーの代理人とみなされるものとします。認定代理人の商品またはサービスの欠陥、遅延、不履行、混同、不履行、その他の不備については、その原因の如何を問わず、サプライヤーがSMAと締結した契約に関する義務を免れるものではありません。

7. サプライヤーまたは正式代表者が SMA の生産拠点でサービスを提供する場合、サプライヤーは、SMA から提示される「請負人規則」がそれぞれのサービスを実施する前に適切に署名されるようにすること、ならびに、請負人に対する同規則および適用される就業規則のその他の規定がすべての関係者によって完全に遵守されるようにすることを保証するものとする。サプライヤーまたは認定代理人がSMAのグループ会社の生産拠点でサービスを提供する場合、サプライヤーは、各サービスの実施前にSMAが提示する「請負人規則」に適切に署名し、この請負人規則および適用される就業規則のその他の規定が、すべての関係者によって完全に遵守されることを保証するものとします。

8. 両当事者間で合意された場合、サプライヤーは、納品の日当日までに、納品に関連する製品関連の証明書（証明書、試験報告書等）をPDF文書として、SMAが指定する宛先に、該当するSMAの注文番号と納品書を記載・添付したうえで、電子メールで送付するものとします。

XV. 秘密保持および秘密の保護

1. 両当事者は、注文に関連して受領したすべての情報を、当該情報が事前に他方の当事者に知られていない限り、または一般に知られることがない限り、秘密扱いとすることを約束します。本契約に基づく情報の開示/受領により、情報に関する権利が一方当事者から他方当事者に移転することはありません。本契約に基づき受領した情報は、本契約の枠内でのみ使用されるものとし、契約の目的を達成するために情報を必要とし、自ら守秘義務を負う従業員のみがアクセスできるものとします。さらに、開示当事者の書面による事前の同意がない限り、本契約に基づき受領した情報を直接的または間接的に商業的に利用することはできません。SMAは、サプライヤーから受領した情報を、SMAの親会社であるSMA Solar Technology AGおよびその他のSMAグループ会社と、本契約に基づく義務の効果的な履行および権利の行使に合理的に必要な範囲で共有する権利を有します。

2. プレスリリース、その他の出版物、または発注された注文に関する広告は、SMAの書面による事前の同意がある場合のみ許可されるものとします。

3. SMAによるいかなる情報の開示も、サプライヤーにライセンス権、複製権、使用权、その他いかなる権利を与えるものではありません。すべての権利、特に知的財産権、その他のライセンスまたは類似の権利（特許など）を申請する権利は、SMAに留保されるものとします。

XVI. 反社会的勢力の排除

1. 「反社会的勢力」とは

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体およびこれらに準ずる者
- (2) 自らまたは第三者を利用して、暴力、法令に違反する不当な要求行為、威圧的な言動、風説の流布、偽計を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行う者

2. 各当事者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとします：

- (1) 反社会的勢力
- (2) 反社会的勢力とその経営に実質的に関与する関係を有する者
- (3) 反社会的勢力との間に、反社会的勢力に対する依存関係を有する者
- (4) 反社会的勢力への資金提供その他これに類似する行為により、反社会的勢力の維持又は運営に協力し、関与している者
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有する者

3. 各当事者は、相手方が前項の表明保証に違反した場合、何らの催告を要せず、相手方との契約を解除し、損害賠償を請求することができるものとし、相手方の一切の支払債務は期限の利益を失い、相手方は直ちにこれを弁済するものとする。

XVII. その他の事項

1. 本契約に起因または関連するすべての紛争について、両当事者は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

2. 契約関係に起因または関連するSMAとサプライヤー間のすべての法律関係は、日本法に準拠するものとし、国際物品売買契約に関する国際連合条約（CISG）および抵触法の規定は除外するものとします。

3. 両当事者は、データ保護および個人情報保護に関し、日本の個人情報保護法、欧州のEuropean General Data Protection Regulation (GDPR)、およびその他すべての適用法を遵守することに同意します。特に、両当事者は、それぞれの契約関係の結果として許可され、それぞれのサービスを提供するために必要な範囲でのみ、個人情報を収集、処理、使用するものとします。前述の範囲を超えてデータを処理することは、いかなる場合においても、またいかなる手段によっても禁止されるものとし

4. サプライヤーは、随時改正されるSMAビジネスパートナー行動規範を遵守するものとします。適用されるバージョンは、次のURLから入手できます：<https://www.sma.de/en/partners/suppliers>。

2024年2月